

安全保障理事会決議 1929 (2010)

2010年6月9日、安全保障理事会第6335回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理議長声明、S/PRST/2006/15、および安保理諸決議 1696(2006)、1737(2006)、1747(2007)、1803(2008)、1835(2008)および1887(2009)を想起し、またその諸規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安保理の公約、同条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認し、また、同条約第1条および2条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産および利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

イランの核問題の解決は、世界的な不拡散の努力および運搬手段を含む大量破壊兵器のない中東という目的を実現することに資すると述べる IAEA 理事会の決議(GOV/2006/14)を想起し、

IAEA 事務局長の 2006 年 2 月 27 日(GOV/2006/15)、2006 年 6 月 8 日(GOV/2006/38)、2006 年 8 月 31 日(GOV/2006/53)、2006 年 11 月 4 日(GOV/2006/64)、2007 年 2 月 22 日(GOV/2007/8)、2007 年 5 月 23 日(GOV/2007/122)、2007 年 8 月 30 日(GOV/2007/48)、2007 年 11 月 15 日(GOV/2007/58)、2008 年 2 月 22 日(GOV/2008/4)、2008 年 5 月 26 日(GOV/2008/115)、2008 年 9 月 15 日(GOV/2008/38)、2008 年 11 月 19 日(GOV/2008/59)、2009 年 2 月 19 日(GOV/2009/8)、2009 年 6 月 5 日(GOV/2009/35)、2009 年 8 月 28 日(GOV/2009/55)、2009 年 11 月 16 日(GOV/2009/74)、2010 年 2 月 18 日(GOV/2010/10)および 2010 年 5 月 31 日(GOV/2010/28)の諸報告書により確認されたとおり、イランは、決議 1696(2006)、1737(2006)、1747(2007)および 1803(2008)に規定されているすべての濃縮関連活動および再処理活動並びに重水関連計画の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、また追加議定書の下での IAEA との協力を再開しておらず、イランの核計画の軍事的規模の可能性を排除することを明瞭にするのに必要な残余の関係問題に関連して IAEA と協力しておらず、IAEA 理事会により要求されているその他の措置をとっておらず、信頼を醸成するために不可欠である安全保障理事会決議 1696(2006)、1737(2006)、1747(2007)および 1803(2008)の規定を遵守していないことに深刻な懸念をもって留意し、またイランがこれらの措置をとることを拒否していることを憂慮し、

未解決の問題は最善に解決されることおよび安保理ならびに IAEA 理事会がイランに対して為したすべての呼びかけにイランが積極的に応えることによりイランの核問題の排他的な平和的解決における信頼の醸成を再確認し、

決議 1737(2006)の添付資料 D と E、決議 1747(2007)の添付資料 I およびこの決議の添付資料 II において特定されたものを含む、イスラム革命防衛隊 (IRGC、またイスラム革命防衛軍としても知られている)を構成するもののイランの機微に係る核活動の拡散および核兵器運搬システムの開発における役割に重大な懸念をもって留意し、

イランがすべての濃縮関連活動を停止するその義務に違反してゴムで濃縮施設を建設してきたこと、およびイランが、その保障措置協定の補助取極のもとでのイランの義務に反して、2009年9月までに濃縮施設の建設をIAEAに通告しなかったことに重大な懸念をもって留意し、

イランに対しゴムでの建設の即時停止および施設の目的、計画および建設の年代順の記述を明瞭にすることを促すIAEA理事会の決議(GOV/2009/82)にまた留意し、またイランに対し、IAEAの要求に応じて、イランがIAEAにこれまでのところ申告していないその他の核施設を建設する又は建設を許可する決定を下していないことを確認することを求め、

イランがウラニウムを20パーセントまで濃縮したこと、および現在の保障措置手続に適合した十分な時間内にIAEAに通告せずに、それを行ったことに重大な懸念をもって留意し、

修正された規則3.1に従ってイランにより提供された設計情報を検認するIAEAの権利に対してイランが異議を唱えたことに懸念をもって留意し、またイランの保障措置協定第39条に従い、規則3.1は一方的に修正する又は停止することができず、また、IAEAに提供された設計情報を検認するIAEAの権利は、継続的権利であり、施設の建設の段階又は施設における核物質の存在に依存するものではないことを強調し、

IAEA理事会の役割を強く支持し、IAEAの権威を強化する安保理の決意をくり返し表明し、イランの核計画に関連する未解決の問題を解決するためのIAEAの努力を賞賛し、

決議1737(2006)の第2項に規定された停止およびイランによるIAEA理事会が定める要求の完全かつ検証された遵守は、イランの核計画がもっぱら平和目的のためであることを保証する外交的、交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、

交渉によりイランの核計画がもっぱら平和的目的のためであることを保証する解決を見いだすための政治的および外交的な努力の重要性を強調し、これに関連して、信頼醸成措置として役立つテヘラン研究炉に関するイランとの協定に向けたトルコとブラジルの努力に留意し、

しかしながら、これらの努力と関連して、イランの核計画に関連する中核となる問題に対処するイランの重要性もまた強調し、

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国および合衆国が、その2006年6月の提案(S/2006/521)および2008年6月の提案(INFCIRC/730)を基礎に、交渉を通してイランの核問題を解決する包括的戦略を探求するに当たり、更なる具体的措置をとる意思を有していることを強調し、また、これらの国が、イランの核計画がもっぱら平和的な性格であることについての国際社会の信頼がひとたび回復されれば、イランは核兵器の不拡散に関する条約の締約国であるいかなる非核兵器国とも同様に扱われることとなると、確認していることに留意し、

決議 1737 (2006) および 1803 (2008) のもとでの金融面での義務を履行することにつき加盟国を支援するために、金融活動作業部会 (FATA) が発出した指針を歓迎し、また、機微に係る核活動の拡散又は核兵器運搬システムの開発に寄与する業務を防止するように、とりわけイラン中央銀行を含むイランの銀行に影響を及ぼす業務について警戒する必要性を想起し、

イランのエネルギー部門から派生するイランの歳入とイランの機微に係る核活動の資金調達との間の潜在的関係に留意しつつ、種々の、信頼できるエネルギーに対するアクセスは持続的成長および発展に重大であることを認識し、また、石油化学産業に要求される化学製造設備と原料は、ある種の機微に係る核燃料サイクル活動に要求されるものとだいたい共通していることに更に留意し、

国際貿易に関連する加盟国の権利と義務を尊重し、

海洋活動に適用される法的枠組を規定する、海洋法に関する国際連合条約(1982)に反映された、海洋法を想起し、

早期のイランによる包括的核実験禁止条約の批准を求め、

安全保障理事会がこの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議 1696 (2006)、1737 (2006)、1747 (2007) および 1803 (2008) ならびに I A E A の要求事項をイランが遵守するよう説得し、また、イランの核計画およびミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安保理の決定を実施することを決意し、

イランの核計画によりもたらされる拡散の危険性を懸念し、国際の平和および安全の維持に関する国際連合憲章の下での安保理の主要な責任に留意し、

この決議は、武力の行使又は武力の威嚇を含む、この決議の範囲を超えた措置又は行動を加盟国に強要するものではないことを強調し、

国際連合憲章第 7 章の第 41 条にもとづいて行動して、

1. イランが、これまでのところ、I A E A の要求事項を満たさず、また決議 1696 (2006)、1737 (2006)、1747 (2007) および 1803 (2008) を遵守してこなかったことを確認する。
2. イランは、同国の核計画がもつばら平和的目的であることの信頼を醸成し、未解決の問題を解決し、すべての濃縮関連活動を停止するイランの義務に違反してゴムに濃縮施設を建設することにより引き起こした深刻な懸念に対処するために不可欠なものとして、I A E A 理事会決議 GOV/2006/14 および GOV/2009/82 において I A E A 理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを確認し、また、この文脈で、イランは決議 1737 (2006) の第 2 項において要求されている措置を遅滞なくとらなければならないとの安保理の決定をさらに確認する。

3. イランが、すべての未解決の問題、とりわけイランの核計画の軍事的次元について生じた懸念について、IAEAが要求したすべてのサイト、装備、要員および文書に遅滞なくアクセスを認めることを含んで、IAEAと完全に協力することを再確認し、また、イランにおけるIAEAの活動の遂行のために必要なすべての資源と権限をIAEAが有することを確実にすることの重要性を強調する。
4. IAEA 事務局長に対し、イランにおける保障措置の適用に関するすべての事務局長報告を安全保障理事会に連絡することを要請する。
5. イランが、同国の保障措置協定の補助取極の修正規則 3.1 の適用を通じてを含む、同国の IAEA 保障措置協定を遅滞なく、完全かつ無条件に遵守しなければならないことを決定し、また、イランに対し、同国が 2003 年 12 月 18 日に署名した同国の IAEA 保障措置協定の追加議定書の条項に従って厳格に行動することを求め、イランに対し追加議定書を即時に批准することを求め、また、イランの保障措置協定第 24 条および 39 条に従って、イランの保障措置協定および修正規則 3.1 を含むその補助取極はイランが一方的に修正又は変更できないことを再確認し、また、同協定には補助取極の何らかの条項の停止に関する手続きがないことに留意する。
6. すべての再処理活動、重水関連活動および濃縮関連活動を停止する従前の諸決議の下のイランの義務に従って、イランは、あらゆるウラン濃縮、再処理又は重水関連施設の新しい建設を始めてはならず、また、あらゆるウラン濃縮、再処理又は重水関連施設の進行中の建設を中断しなければならないことを再確認する。
7. イランは、INFCIRC/254/Rev.9/Part 1 に記載されている、とりわけウラン濃縮および再処理活動、すべての重水活動又は核兵器を運搬する能力のある戦略ミサイル関連技術のような、ウランの採鉱、核物質の生産又は使用ならびに技術に関する他の締約国におけるあらゆる商業活動において利益を求めてはならないことを決定し、また、すべての加盟国は、その管轄権の下にある領域においてイラン、イラン国民およびイランに編入された若しくはイランの管轄権に従っている団体又は個人若しくはその個人のため又は個人の指示で、若しくは個人によって所有され管理されている団体によって行動している団体による、そのようは投資を禁止しなければならないことを更に決定する。
8. すべての加盟国が、自国の領域からの又は通じての又は自国民による若しくは自国の管轄権に従っているものによる、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、また自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わず、国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイルシステム、又はスペア・パーツを含む関連物質、若しくは安全保障理事会又は決議 1737 (2006) に従って設立された委員会（以下「委員会」とする）により決定された品目、のイランに対する直接又は間接の供給、販売又は移転を禁止するものとすることを決定し、すべての加盟国が、技術的訓練、金融資金又はそのような武器又は関連物質の供給、販売、移転、準備、製造、維持又は使用に関する提供、助言、他のサービス又は援助を自国民による又はその領域からの若しくはその領域を通じての加盟国国民によるイランへの供給を防止しなければならないことを更に決定し、また、この文脈において、すべての国家に対し、その他の武器および関連物資の供給、販売、移転、提供、製造および

使用について監視し抑制することを求める。

9. イランが戦略的ミサイル技術を使用した発射を含む、核兵器を発射する能力を有する戦略ミサイルに関するあらゆる行動を取らないものとするを決定し、また、加盟国は、そのような活動に係る技術若しくは技術的支援をイランに移転することを防止するのに必要な措置を講じるものとするを決定する。
10. すべての加盟国は、決議 1737 (2006) の第 3 項に従って決議 1737 (2006) の 3 項(b)(i)および(ii)にいう品目のイランへの提供に直接関係する活動に対する場合を除く、入国又は決議 1737 (2006) の付属書 C、D、E、決議 1747 (2007) の付属書 I、決議 1803 (2008) の付属書 I およびこの決議の付属書 I および II において指定される個人の領域の通過、若しくは安全保障理事会又は決議 1737 (2006) の第 10 項に従った委員会による通過を、防止するのに必要な措置を講じなければならないことを決定し、本項は、締約国にその国民が自国に入国する事を拒否する権利を義務づけるものではないことを強調し、本項に課せられる措置は、委員会が宗教上の義務を含む人道上の必要性に基づき当該渡航が正当化されると状況に応じて個別に決定する場合、又は、同委員会がそのような例外が、I A E A 規程の第 X V 条が関わることを含むこの決議の目的に資すると結論する場合には、適用しないことを決定する。
11. 決議 1737 (2006) の第 12、13、14、および 15 項に定める措置は、この決議の付属書 I に記載される個人および団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する個人および団体、ならびに非合法手段を通してを含む者により所有され又は管理される団体、および指定された個人又は団体が決議 1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008) 又はこの決議の制裁を逃れること、又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして安保理又は委員会により決定される個人および団体に対しても、適用されることを決定する。
12. 決議 1737 (2006) の第 12、13、14、および 15 項に定める措置は、付属書 II に特定されたイスラム革命防衛隊 (I R G C、イスラム革命防衛軍としても知られている) の個人および団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する個人および団体、ならびに非合法手段を通してを含む者により支配され又は管理されている団体にも適用されるものとするを決定し、すべての加盟国に対し、イランの機微に係る核活動の拡散又は核兵器の運搬システムの開発に資する I R G C が関係する取引について監視することを求める。
13. 決議 1737 (2006) の第 3、4、5、6 および 7 項に定める措置の目的のために、S/2006/814 の議題表は、INFCIRC/254/Rev.9/Part 1 および INFCIRC/254/Rev.7/Part 2 の議題表、および加盟国が濃縮関連活動、再処理活動、又は重水関連活動若しくは核兵器運搬システムの開発に寄与しようと決定した更なる議題により取って代わられるものとし、決議 1737 (2006) の第 3、4、5、6 および 7 項に定める措置の目的のために、S/2006/815 に含まれる議題表は、S/2010/263 に含まれる議題表により取って代わられるものと決定する。
14. すべての加盟国に対し、関係加盟国が、決議 1737 (2006) の第 3、4 又は 7 項、決議 1747 (2007)

の第5項、決議 1803 (2008) の第8項又はこの決議の第8もしくは9項の下で供給、販売、移転又は輸出が禁じられている品目を、貨物が含んでいると信じる合理的根拠を提供する情報を有している場合には、これらの条項の厳格な履行を確保する目的のため、自国の権限および国内法令に従い、かつ国際法、とりわけ海洋法および関連する国際民間航空協定に適合する範囲内で、空港および海港を含む自国の領域内において、イラン向けおよびイランからの貨物を検査することを求める。

15. 国際法、とりわけ海洋法に適合する範囲内で、加盟国が旗国の同意を得て公海上で船舶の検査を要請できることに留意し、すべての加盟国に対し、決議 1737 (2006) の第3、4又は7項、決議 1747 (2007) の第5項、決議 1803 (2008) の第8項又はこの決議の第8もしくは9項の下で供給、販売、移転又は輸出が禁じられている品目を、船舶が運んでいると信じる合理的根拠を提供する情報を有している場合には、これらの条項の厳格な履行を確保する目的のため、このような検査に協力することを求める。
16. すべての加盟国に、決議 1540 (2004) を含む適用可能な安全保障理事会決議の下での義務、ならびに NPT の当事国の義務に適合しないやり方で、決議 1737 (2006) の第3、4又は7項、決議 1747 (2007) の第5項、決議 1803 (2008) の第8項又はこの決議の第8もしくは9項の下で供給、販売、移転又は輸出が禁じられている品目を押収および処理（破壊、実施不能にする、保管または処理のため発国または目的国以外の他の加盟国へ移送することを通してのような）する権限を与えることおよびすべての加盟国がそうするものとすることを決定し、また、すべての加盟国がそのような取組に協力するものとするを更に決定する。
17. すべての加盟国に対し、上記第14又は15項に従って検査を実施した時は、とりわけ検査根拠の説明、検査の結果、協力提供および移転禁止品目の有無を含む書面による最初の報告書を5作業日以内に委員会に提出することを要求し、委員会に提出した加盟国に対し、後の段階で、検査、押収および処理についての関連する詳細、ならびに最初の報告書にこの情報がないならば、品目、その発地および予定目的地を記述したものを含む、移送に関連する詳細を含む書面によるその後の報告書を提出することを更に要求する。
18. すべての加盟国は、決議 1737 (2006) の第3、4又は7項、決議 1747 (2007) の第5項、決議 1803 (2008) の第8項又はこの決議の第8もしくは9項の下で供給、販売、移転又は輸出が禁じられている品目を船舶が運んでいると信じる合理的根拠を提供する情報を有している場合には、自国民による又は自国領域からの、燃料又は糧食もしくはチャーター船舶を含むイランが所有するかイランと契約した船舶へのその他の船舶役務の提供のような燃料積み込み役務の提供を、そのような役務の提供が人道的目的でない限りまたは貨物が検査され、必要ならば、押収されまたは処理される時まで、禁止するものとするを決定し、また、この規定は、経済活動に法的影響を与える意図ではないことを強調する。
19. 決議 1737 (2006) の第12、13、14および15項に定める措置は、付属書Ⅲに定めるイラン・イスラム共和国シッピング・ライン (IRISL) の団体、およびそれらの代理として又はそれらの指示により行動する者または団体、非合法手段を通してを含むそれらにより所有され管理され、または決議 1737

(2006)、1747 (2007)、1803 (2008) 又はこの決議の制裁を逃れること、又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして安保理又は委員会により決定される団体に対しても、適用されることを決定する。

20. すべての加盟国に対し、イラン・エア・カーゴ局もしくはイラン・イスラム共和国 SHIPPING・ラインにより所有され又は運航されている船舶の、航空機や船舶の改名又は再登録を含む、決議 1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008) 又はこの決議の制裁を逃れるため、又はこれらの決議の規定に違反して行われたであろう、他の会社への移転又は活動に関する入手可能な情報を委員会に送付することを要請し、また委員会に対しその情報を広く入手可能にすることを要請する。
21. すべての加盟国に対し、決議 1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008) およびこの決議に従った自国の義務の履行に加えて、保険又は再保険を含む金融サービス、資産又は資源がイランの機微に係る核活動の拡散又は核兵器運搬システムの開発に資すると信じる合理的根拠を提供する情報を有する場合には、そのような計画または活動に関係した自国の権限および国内法令に従ってそのような取引を防止するための向上した監視を適用し、自国の領域にあるか、今後自国の領域内にくるか、自国の管轄権に服させるか、今後自国の管轄権に服させる、金融又はその他の資産もしくは資源の凍結を含んだ、保険または再保険を含む金融サービスの提供又は金融又はその他の資産もしくは資源の自国の領域への、自国の領域を通じた、又は自国の領域からの、もしくは自国民又は海外支店を含む自国法の下で組織された団体への又はそれらによる、又は自国の領域の人又は金融機関への、移転を防止することを求める。
22. すべての加盟国は、その国民、自国の管轄権に服する人および自国の領域内で法人となったか自国の管轄権に服する会社に対し、イランで法人となったかイランの管轄権に服する IRGC と IRISL を含む団体およびそれらの代理として又はそれらの指示により行動する者または団体、非合法手段を通してを含むそれらにより所有され管理される団体と取引を行う時、そのような取引がイランの機微に係る核活動の拡散又は核兵器運搬システムの開発もしくは決議 1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008) 又はこの決議の違反に資すると信じる合理的根拠を提供する情報を有する場合には、監視することを求めなければならないことを決定する。
23. 加盟国に対し、イランの機微に係る核活動の拡散又は核兵器運搬システムの開発に資すると信じる合理的根拠を提供する情報を有する場合には、自国の領域内でイランの銀行の新しい支店、子会社又は代表事務所の開設を禁止し、また、自国の管轄権の及ぶ中でイランの銀行が新しい合同企業を設立すること、関心を持つ銀行の所有権を持つことまたは銀行との取引関係を設立又は維持することを禁止するための適切な措置を講じ、金融サービスの提供を防止することを求める。
24. 加盟国に対し、自国の領域内で又は自国の管轄権の下で金融機関が代表事務所又は支店もしくはイランにおける銀行口座を開設することを禁止する適切な措置を、そのような金融サービスがイランの機微に係る核活動の拡散又は核兵器運搬システムの開発に資すると信じる合理的根拠を提供する情報を有する場合には、講じることを求める。

25. 決議 1747 (2007) の採択以来、委員会に報告されてきた決議 1747 (2007) 第 5 項の禁止についての違反を憂慮し、加盟国がその違反に対して取った行動およびその違反を委員会に報告したことを賞賛する。
26. 委員会に対し、決議 1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008) およびこの決議において決定された措置の違反に効果的に対応することを指示し、また、委員会が、これらの決議の制裁を逃れること又はこれらの決議の規定に違反する指定された人又は団体を支援する個人又は団体を指定できることを想起する。
27. 委員会が、決議 1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008) およびこの決議の、遵守、調査、広報、対話、支援および協力を扱う作業計画を通してを含む、完全な履行を促進する、この決議の採択から 45 日以内に安保理に提出することになっている、その取組を強めなければならないことを決定する。
28. 決議 1737 (2006) の第 18 項に定め、決議 1803 (2008) の第 14 項で修正された委員会の職務権限は、上記第 17 項に従って加盟国から提出される報告書を受領することを含む、この決議で決定された措置にもまた適用されるものとすることを決定する。
29. 事務総長に対し、1 年の初動期間のために、委員会と協議して、委員会の指示の下、以下の任務を履行するための 8 名までの専門家グループを創設することを要請する。(a) 決議 1737 (2006) の第 18 項およびこの決議の第 28 項に定めるその職務権限を履行することで委員会を支援する、(b) 決議 1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008) およびこの決議において決定された措置の履行、とりわけ不遵守の出来事、に関する加盟国、関連する国際連合機関およびその他の利害関係国からの情報を、収集し、調査しおよび分析する、(c) 関連する措置の履行の向上のために考えることができる安保理又は委員会もしくは加盟国の行動に関する勧告をする、(d) パネルの任命の後 90 日までにその作業に関する安保理への暫定報告書を、またその職務権限の終了の 30 日前までに安保理へその見解および勧告を含む最終報告書を提出する。
30. すべての加盟国、関連する国際連合機関およびその他の利害関係国に対し、委員会および専門家パネルと、決議 1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008) およびこの決議において決定された措置の履行、とりわけ不遵守の出来事、に関する各自の処理についての情報を提供することにより、十分に協力することを促す。
31. すべての加盟国に対し、この決議の採択から 60 日以内に、第 7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、21、22、23 および 24 項を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを求める。
32. 相互尊重およびイランの核計画がもっぱら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの関係およびより広範な協力を発展させることを可能とする、2008 年 6 月 14 日の中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国および合衆国の提案を基礎とするこの問題の

包括的、長期的かつ適切な解決を求め、なかんずく、2008年6月提案を基礎とするイランとの公式交渉の開始を目的とした2009年10月1日のジュネーブでのイランとの会合で、前提条件無しで核問題についてイランとの対話を再開することを含む、対話および協議を極最近促進するための外交的努力を更に強化する中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国および合衆国の意思を強調し、この決議の添付書類IVに付け加えられている2008年6月提案は検討中のままであることを感謝をもって承認する。

33. 欧州連合外交安全保障政策上級代表に対し、対話を再開するための必要な条件を作るために、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国および合衆国による関連の提案を含め、交渉を通じた解決を見出すための政治的および外交的努力を支援するためにイランとの連絡を継続することを奨励し、また、イランに対しそのような提案に対し積極的に対応することを奨励する。
34. テヘラン研究炉への核燃料の供給のための、イランの研究炉への安全な核燃料の支援についてのIAEAとフランス共和国、イラン・イスラム共和国およびロシア連邦間の協定案の2009年10月21日の提案について、IAEA事務局長を賞賛し、イランが2009年10月21日の提案に対して建設的に対応していないことを遺憾とし、またIAEAに対し、安保理決議に適合する範囲内でまた安保理決議を推進するために信頼を醸成するための措置を探求し続けることを奨励する。
35. イランを含むすべての国に対し、決議1737(2006)、1747(2007)、1803(2008)およびこの決議により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、イラン政府、イランにおけるいかなる者もしくは団体、決議1737(2006)および関連する決議により指定された者もしくは団体、又はそのような者もしくは団体を通じてもしくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。
36. IAEA事務局長に対し、90日以内に、イランが決議1737(2006)に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA理事会により要求されるすべての措置ならびに決議1737(2006)、1747(2007)、1803(2008)およびこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA理事会に対し、また、その検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。
37. 安保理は、90日以内に提出される、上記第36項に規定される報告に照らしイランの行動を再検討することを確認するとともに、次の通り確認する。(a) 安保理はイランが、早期かつ相互に受け入れ可能な成果に到達するための誠実な交渉を可能とするため、すべての研究および開発を含む濃縮関連活動および再処理活動を停止し、これがIAEAにより検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。(b) 安保理は、上記の項に規定される報告の受領後、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつIAEA理事会の要求を満たし、これがIAEA理事会により確認されたと決定した場合には、決議1737(2006)の第3、4、5、6、7および12項、決議1747(2007)の第2、4、5、6および7項、決議1803(2008)の第3、5、7、8、9、10および11項、ならびに上記の第7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、19、19、21、22、23および24項

に定める措置を直ちに終了する。(c) 安保理はその報告が、イランが決議 1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008) およびこの決議を遵守していないことを示す場合には、これらの決議および IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下での更なる適切な措置をとり、また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。

38. この問題に引き続き取り組むことを決定する。